

議案第14号

藤岡市建築基準法関係手数料条例の一部改正について

藤岡市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成31年2月25日提出

**平成31年2月25日可決**

藤岡市長 新井雅博

藤岡市条例第 号

藤岡市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

藤岡市建築基準法関係手数料条例（平成13年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改める。

別表第4中「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「第18条第19項」を「第18条第21項」に、「同条第14項」を「同条第16項」に改める。

別表第5中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改める。

別表第6中8の項を10の項とし、7の項を9の項とし、同表6の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同表8の項とし、同表中5の項を7の項とし、1の項から4の項を2項ずつ繰り下げ、同表に1の項及び2の項として次の2項を加える。

1 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の申請に対する審査	50,000円
2 法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	33,000円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。